

特別事業再編計画に係る 税制利用者向けガイドライン

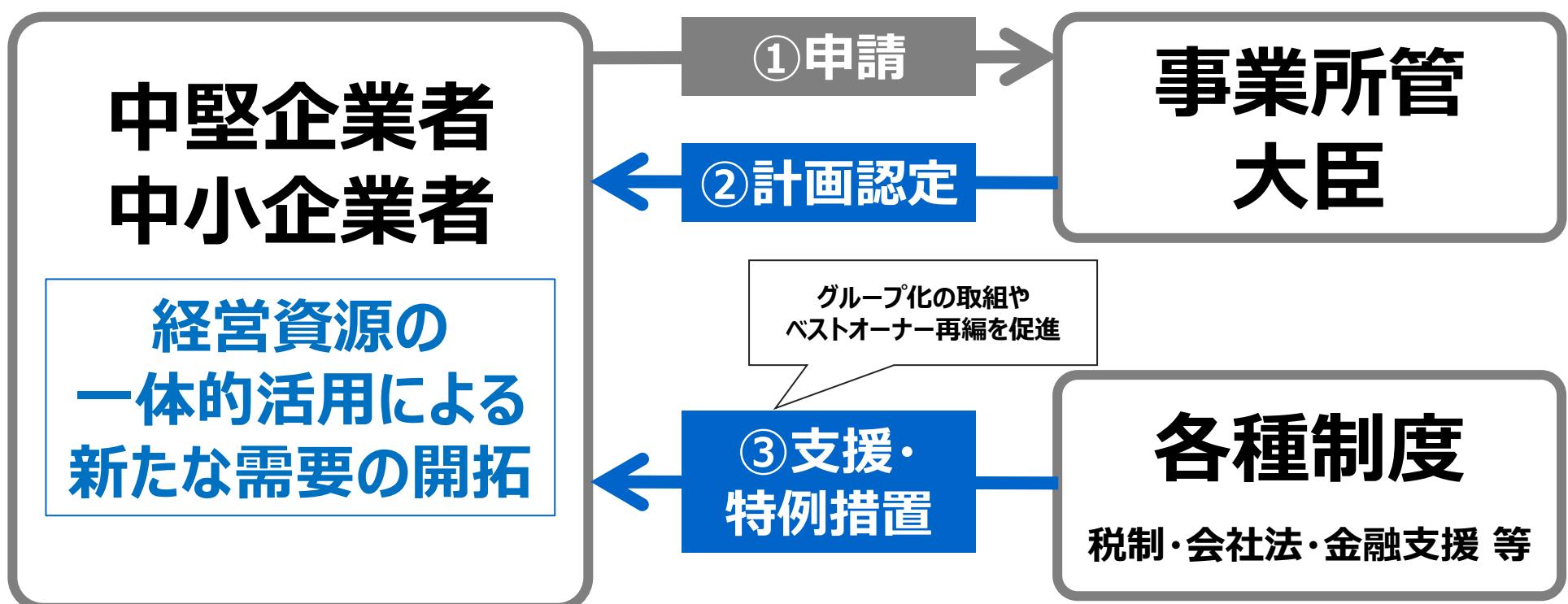
2025年1月

(目次)

1. 制度の概要	p 3
2. 税の適用要件	p 7
3. 申請書類・審査のポイント	…	p 22

特別事業再編計画の概要と税制

- 成長意欲のある中堅企業・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって成長を遂げる計画を特別事業再編計画として認定し、認定を受けた取組に対して、税制優遇や金融支援等の措置を講じるものです。
- 計画認定を受けた特定中堅企業者（十分な経営能力を有することの確認を受けた者に限る。）又は中小企業者は、以下の措置が活用できます。
 - 中堅・中小グループ化税制
 - 登録免許税の軽減



中堅・中小グループ化税制の概要 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠)

- 本税制措置は、M&A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる制度です。
- 過去にM&Aを行ったことがある成長志向の中堅企業や中小企業が、特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得によるM&Aについては、株式取得価額の最大100%まで損金算入可能です。益金算入開始までの据置期間は10年間です。

【適用期限】令和9年3月31日まで



90% (計画内1回目)
100% (計画内2回目以降)

- ※ 積立率が100%となる、認定計画内2回目以降として扱うM&Aは下記の要件を満たす必要がある。
- 同一の認定計画における2回目以降のM&Aであること（変更認定によるM&Aの追加実施は可能。）。
- 認定計画内1回目に本税制の対象である株式又は持分の取得（法第2条第18項第6号に限る。）を行った後、次に同一の認定計画に基づいて行う株式又は持分の取得（法第2条第18項第6号に限る。）であること。

要件の概要

※産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定に加え、下記の要件を満たすM&Aが対象。

- 認定事業者が中堅企業の場合、特定中堅企業者の要件を満たすこと。
- 認定事業者がみなし大企業でないこと。
- 売手となる他の事業者が産競法上の中小企業者であること。
- 取得価額1億円以上100億円以下の株式又は持分の取得（法第2条第18項第6号に掲げる措置。）であること。
- 支払限度額5億円超の表明保証保険契約が締結されていないこと。

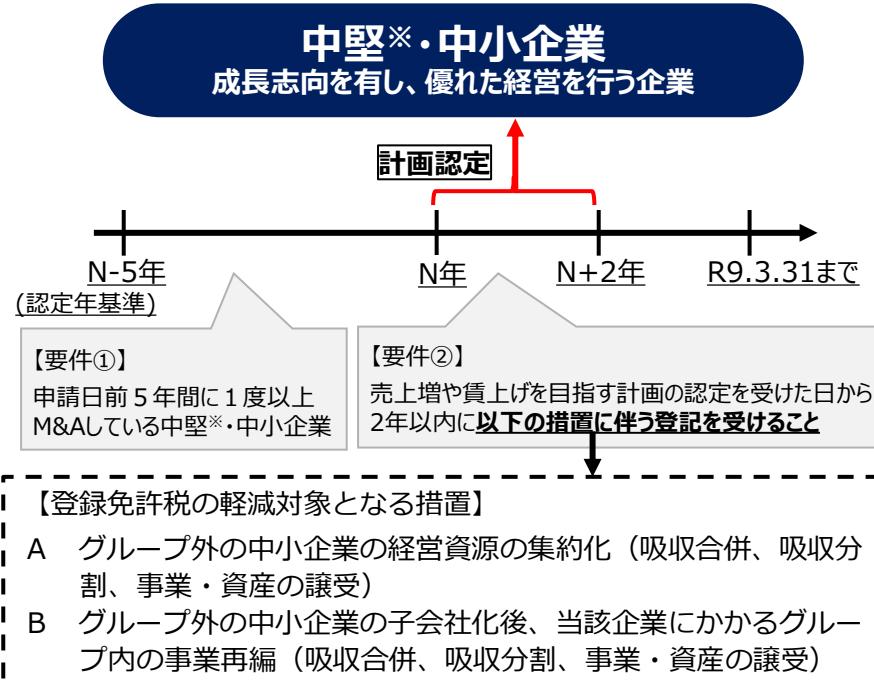
※中小企業は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた者を対象とする現行準備金税制も活用可能（ただし、同一のM&Aについて中堅・中小グループ化税制との重複適用不可）。

登録免許税の軽減

- 過去に合併、分割、事業若しくは資産の譲受け、又は他の会社の株式若しくは持分の取得等を行ったことがある成長志向の中堅企業や中小企業が、新たな需要の相当程度の開拓を目指して行う他の企業の吸収合併、吸収分割による承継、事業若しくは資産の譲受けを行う際に係る登録免許税を軽減できます。
- 特別事業再編計画の認定を受けた上で、その認定の日から2年以内に、当該認定特別事業再編計画に係る事項について登記を受ける場合に特例税率が適用可能です。

【適用期限】令和9年3月31日まで

**特別事業再編計画の認定を受けた事業者が実施する
グループ化に向けたM&Aに係る登録免許税を軽減**



**特別事業再編計画に基づく再編行為では、
登録免許税率を一般の事業再編計画よりも軽減**

措置の適用対象行為	通常の税率	事業再編税率	特別事業再編税率
合併時の増資の登記 (資本金が増加する場合の合併)	0.15%	0.1%	0.1%
分割時の増資の登記	0.7%	0.5%	0.3%
譲受時の登記	不動産	2.0%	1.6%
	船舶	2.8%	2.3%
合併時の登記	不動産	0.4%	0.2%
	船舶	0.4%	0.3%
分割時の登記	不動産	2.0%	0.4%
	船舶	2.8%	2.3%

(目次)

1. 制度の概要	p 3
2. 税の適用要件	p 7
3. 申請書類・審査のポイント	…	p 22

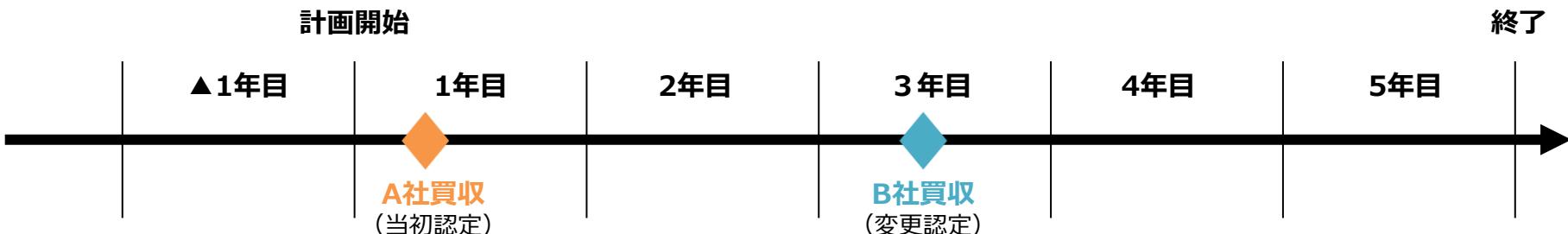
特別事業再編計画の要件

要件	要件の具体的な内容
申請事業者	<p>中堅企業者※又は中小企業者（常時使用する従業員2,000人以下の者に限る。） ※中堅企業者のうち、特に賃金水準や投資意欲が高い「特定中堅企業者」のみが税制措置（中堅・中小グループ化税制、登録免許税の軽減）を活用することが可能。詳細はこちら。</p>
過去のM&Aの実績	過去5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（事業構造の変更）を実施していること
計画期間	5年以内
成長要件 (事業部門単位)	<p>計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①従業員1人当たり付加価値額 9%向上 ②売上高 1.2倍
財務の健全性 (企業単位)	<p>計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①有利子負債／キャッシュフロー≤10倍 ②経常収入>経常支出
雇用への配慮、 賃上げ	<ul style="list-style-type: none"> ①計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと ②雇用者給与等支給額 2.5%（年率）の上昇
事業構造の変更	<p>取得価額1億円以上のM&Aであって、次のいずれかを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）
前向きな取組	<p>計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の新購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減
グループ内連携	<p>特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①グループ内の経営資源とM&Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせて利用すること ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM&Aにより取得する他の事業者に導入し、経営の効率化を図ること

(参考) 成長要件等の期間の考え方

- 基準年度としては、それぞれの買収直前の確定決算の数字がある年度を指します。
- 変更認定時においては、計画内2回目の買収前事業年度の数字と従来の基準値の加重平均をとり基準値を改めることとします。

特別事業再編（計画中に新たに他社を買収する場合）における生産性・売上高の計算方法について



- ✓ 上記のケースにおいて労働生産性（9%以上目標）、売上高（1.2倍目標）の基準値、比較値は以下を基本として計算する。
- ✓ ただし、認定事業者自身の事業部門やA社・B社以外のグループ内の他社も特別事業再編のための措置を実施する場合、任意で要件の範囲内に含めることができる（下記はあくまで最低限求められる範囲を記載するもの）。

○労働生産性

- ・基準値： $(\text{A社の付加価値額【▲1年目】} + \text{B社の付加価値額【2年目】}) \div (\text{A社の従業員数【▲1年目】} + \text{B社の従業員数【2年目】})$
- ・比較値： $(\text{A社の付加価値額【5年目】} + \text{B社の付加価値額【5年目】}) \div (\text{A社の従業員数【5年目】} + \text{B社の従業員数【5年目】})$

○売上高

- ・基準値： $\text{A社の売上高【▲1年目】} + \text{B社の売上高【2年目】}$
- ・比較値： $\text{A社の売上高【5年目】} + \text{B社の売上高【5年目】}$

税制の対象となる事業者の要件

- 税制の対象となる法人は、下記の中堅企業者又は中小企業者（青色申告書を提出する者に限る）となります。
- また、措置の相手方となる他の事業者は中小企業者（外国法人を除く）に限るものとします。

<買い手の要件>

1

**【連結要件】
従業員数合計**

- ・ 事業者及び事業者と同一の連結の範囲に含まれる会社の常時使用する従業員数の合計が1万人以下

2

**【株主要件】
みなし大企業**

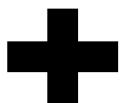
- ・ みなし大企業でないこと（詳細は後述）

3

**【中堅要件】
経営力・パ宣言
※1**

- ・ 中堅企業者のうち、特定中堅企業者の定量要件を満たすものであって、評価委員会において十分な経営能力を有することの確認を受けていること
- ・ パートナーシップ構築宣言を公表していること

※1 買手が中小企業の場合は、対象外。



<売り手の要件>

4

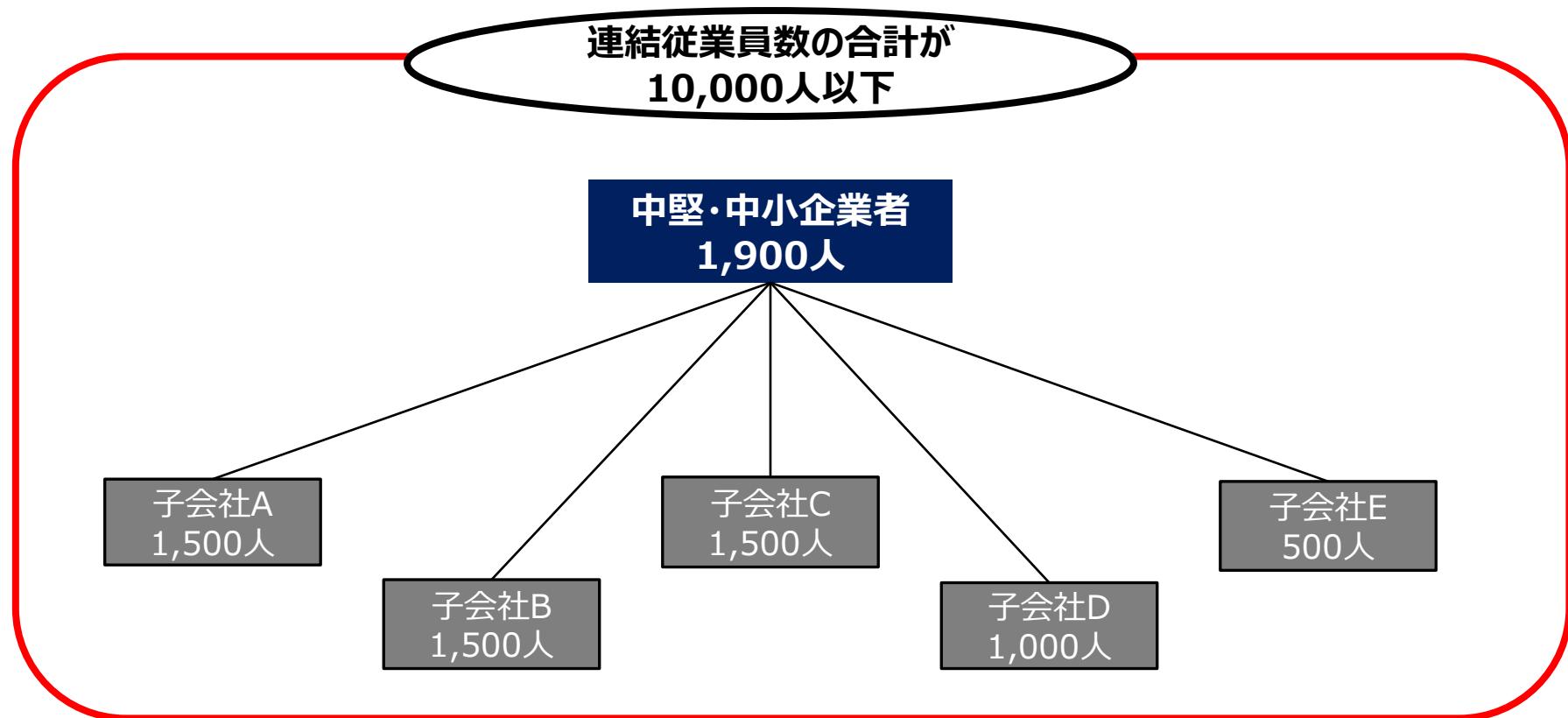
**【規模要件】
中小企業者**

- ・ 措置の相手方となる他の事業者が中小企業者（外国法人を除く）であること

税制が利用できる事業者要件①：連結従業員数の制限

- 当該認定特別事業再編事業者を含む連結会社の常時使用する従業員の数の合計数が、10,000人以下である場合を対象とします。

※連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第五号に規定する「連結会社」をいう。

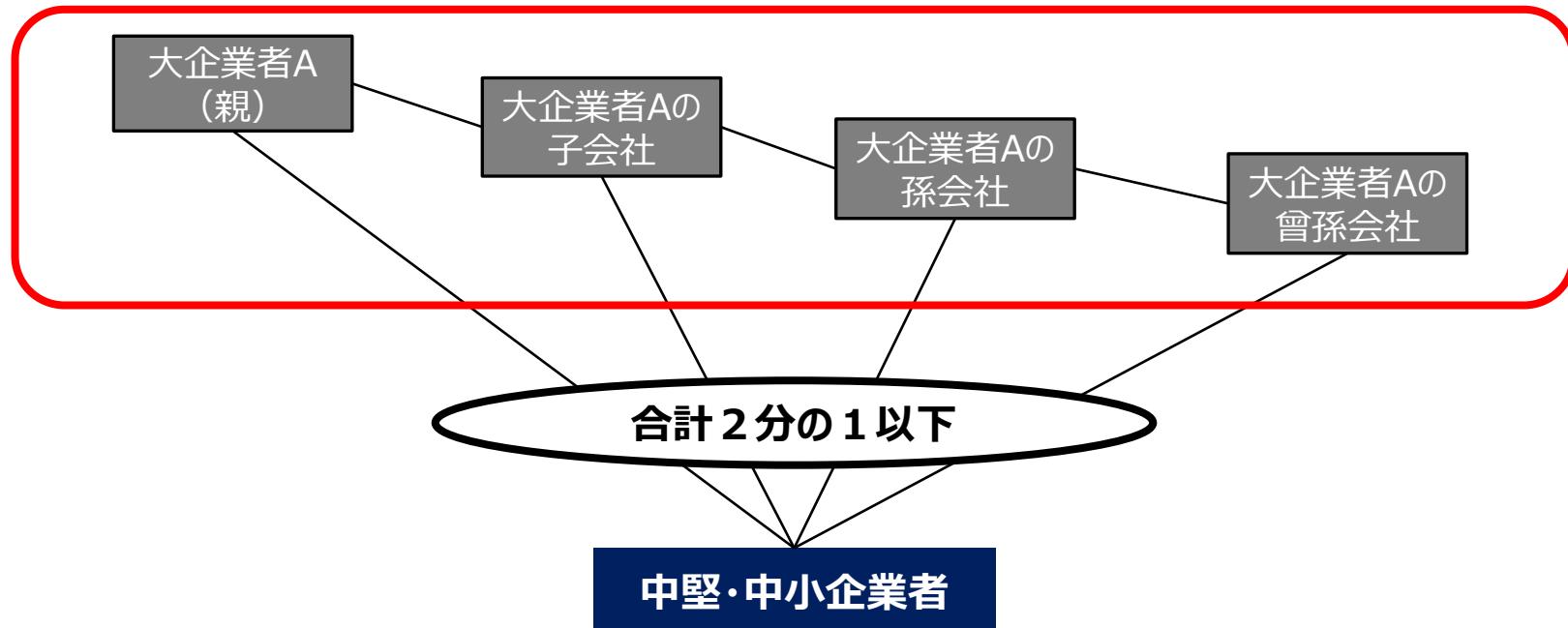


<注意点>

- 常時使用する従業員の数は、労働基準法第20条に規定する「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」をいう。
- ここでいう連結会社は、「連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社）及び連結子会社」をいう。

税制が利用できる事業者要件②：みなし大企業の制限

- 同一の大企業のグループ※による出資割合が2分の1超の中堅・中小企業者は、大企業とみなし、税制適用の対象外とします。
※グループによる対象は、子会社、孫会社、曾孫会社まで。



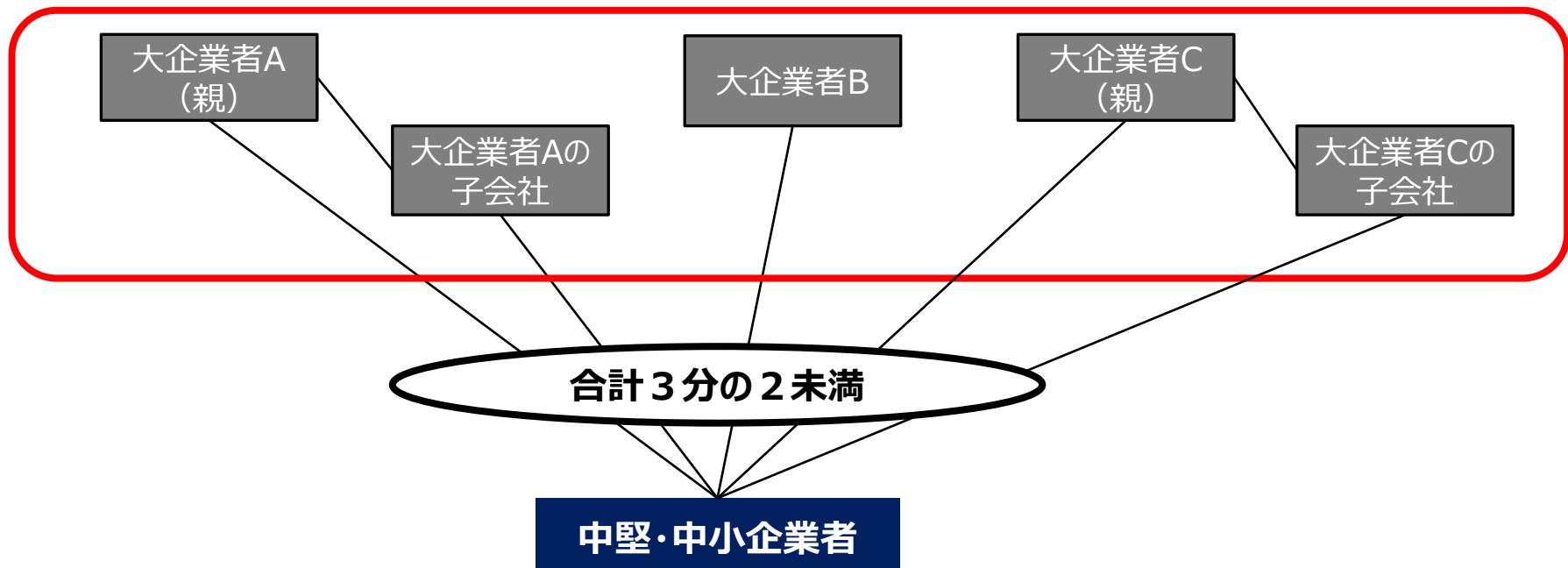
※大企業者とは、常時使用する従業員の数が2,000人を超える会社及び個人（資本金要件により中小企業者となるものを除く）

<注意点>

- 赤枠内の親子間の判定は、株式の総数又は出資の金額の合計額が2分の1以上か否かで判定します。
- 中堅・中小企業者の発行済株式の保有割合（○内）は、株式の総数で判定します。ただし、中小企業投資育成株式会社からの出資分は除きます。
- 出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

税制が利用できる事業者要件②：みなし大企業の制限

- 同一の大企業のグループ※による出資割合が2分の1以下であっても、複数の大企業のグループによる出資割合が3分の2以上の中堅・中小企業者は、大企業とみなし、税制適用の対象外とします。
※グループによる対象は、子会社、孫会社、曾孫会社まで。



※大企業者とは、常時使用する従業員の数が2,000人を超える会社及び個人（資本金要件により中小企業者となるものを除く）

<注意点>

- 赤枠内の親子間の判定は、株式の総数又は出資の金額の合計額が2分の1以上か否かで判定します。
- 中堅・中小企業者の発行済株式の保有割合（○内）は、株式の総数で判定します。ただし、中小企業投資育成株式会社からの出資分は除きます。
- 出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

税制が利用できる事業者要件③：特定中堅企業者であることの確認

- 国内投資・雇用者の所得の向上と国内産業の新陳代謝をより効果的・効率的に活性化させていくため、産業競争力強化法で措置する支援の対象となる特定中堅企業者については、成長志向が強く、国内経済に貢献する高いポテンシャルを有するものとし、「雇用」、「成長投資」、「経営力」の3つの観点から設定します。

企業規模

- 中堅企業者：常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人（中小企業者を除く）

※ただし、以下のものを除く

 - ① みなし大企業（後述）
 - ② 風俗法に基づく風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの
 - ③ 暴力団対策法に基づく暴力団員等が役員にいるものや、暴力団員等が事業活動を支配するもの

1

【指標1】 良質な雇用 の創出

- 直近の事業年度において、以下のいずれも満たすこと（地域における良質な雇用を生み出す役割を重視）
 - ① 賃金（国内雇用者1人当たり雇用者給与等支給額）が業種別平均以上
 - ② 常時使用する従業員数の年平均成長率（3事業年度前比）が業種別平均以上

2

【指標2】 将来の成長性

- 直近3事業年度のうち、いずれかの事業年度が、中堅企業者の業種別平均以上の売上高成長投資比率であること（将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視）

※成長投資は、①設備投資額（有形固定資産投資）、②無形固定資産投資額、③研究開発費、④教育訓練費のいずれか

3

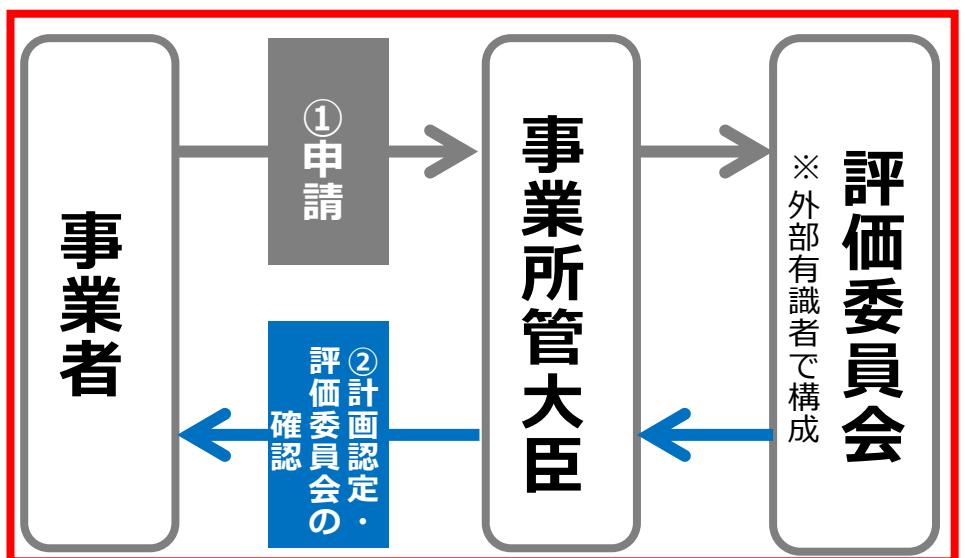
十分な 経営能力

- ※特定中堅企業者が事業計画の認定を受ける場合に確認（支援措置の活用において必要）
 - 更なる成長を目指した経営ビジョン（長期的に目指す姿、事業戦略、成果目標、経営管理体制）を策定・提出し、外部有識者で構成される評価委員会が十分な経営能力を有しているかどうかを確認

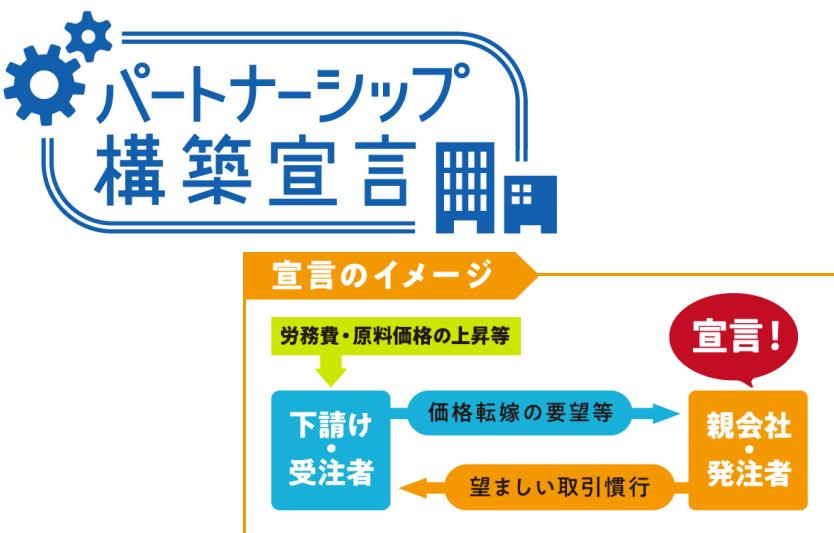
税制が利用できる事業者要件③：特定中堅企業者によるパ宣言の公表

- 当該特別事業再編のための措置を実施する中堅企業者にあっては、特定中堅企業者であって、十分な経営能力を有していることの確認を評価委員会から受けている場合で、かつ、パートナーシップ構築宣言を公表している場合に、課税の特例の対象となります。

①特定中堅企業者が評価委員会の確認を受けていること



②パートナーシップ構築宣言を公表していること



<注意点>

- 特定中堅企業者についての詳細や経営能力の確認の手続き等については[こちら](#)をご参照ください。
- パートナーシップ構築宣言については、[こちら](#)をご参照ください。課税の特例の確認時に、ポータルサイトに公表されている必要があります。

税制の対象となる事業者要件④：M&A時の売り手の制限

- 当該特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者が、産業競争力強化法で定義する中小企業者である必要があります。

【中小企業者の定義】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（2～4号、5号の業種を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
企業組合	-	-
協業組合	-	-
事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの ※詳細は下記参照	-	-

※政令で定める組合及び連合会は、次のとおり

- 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 酒類組合、酒類組合連合会及び酒類組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第二十二項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(参考) 関係事業者・外国関係法人の定義について

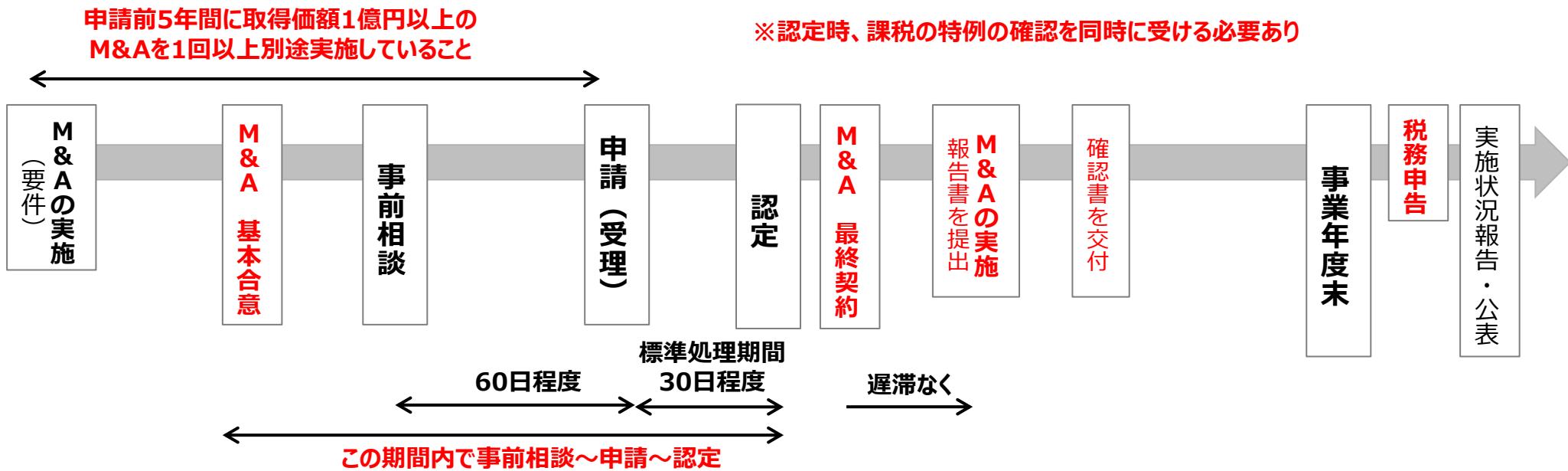
- 関係事業者とは、主に申請事業者との間で以下の①～④のいずれかに該当する事業者をいいます。
外国関係法人とは、主に申請事業者との間で以下の①～③のいずれかに該当する外国法人をいいます。
- ここに当てはまらない事業者を「他の事業者」と定義することができます。

No.	申請事業者の持株比率	申請事業者からの派遣役員	その他の要件	例
①	50%以上			<p>X (認定事業者) Y (関係事業者)</p>
②	40%以上50%未満	50%以上		<p>X Y (50%~) 派遣役員 (50%~)</p>
③	20%以上40%未満 かつ 筆頭株主	50%以上		<p>X Y (50%~) A (50%~) B (50%~) 派遣役員 (50%~)</p>
④	20%以上40%未満 かつ 筆頭株主	役員数筆頭占有者	<p>申請事業者と事業再編計画に関する 他の事業者が共同現物出資で設立 かつ 申請事業者と事業再編計画に関する 他の事業者が合計で100%の株式を保有</p>	<p>X Y (50%~) A (50%~) B (50%~) 派遣役員 (50%~)</p>

認定の要件（グループ化税制）

- 申請日から5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（株式取得、株式交付、株式交換、事業又は資産の譲受け、吸収合併、吸収分割）を1回は実施している必要があります。
- 税制の適用対象となるM&Aの基本合意後から最終合意前までに、特別事業再編計画の認定を受ける必要があります。なお、損金算入する事業年度内にM&Aの最終契約を行う必要があります。

【申請フローと認定要件・税要件の関係性】

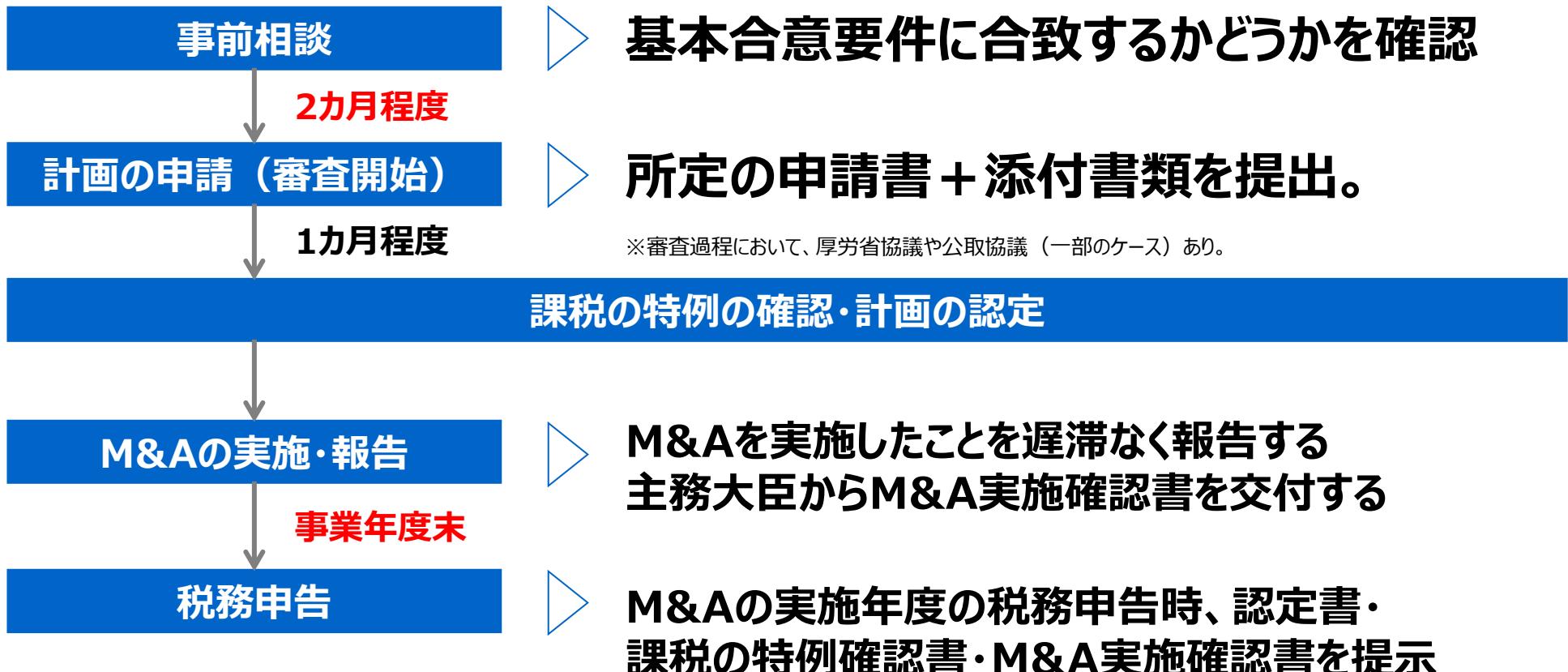


<注意点>

- 基本合意前に事前相談いただくことも可能ですが、候補先が決まっていない状態での相談は不可とします。
- DDの時期は、申請後に限ります。認定後にDD終了、認定後にDD開始でも問題ありません。
- M&A実施の報告時に、添付書類としてDDの実績に関する書類を提出いただく必要があります。
- ここでいう「取得価額」とは、株式等の購入の代価をいい、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を含みます。
- 経営力向上計画の認定を受け実施するM&Aと重複して税制適用を受けることはできません。ただし、申請前5年間のM&Aに経営力向上計画の認定を受け実施するM&Aを充当させることは可能です。

税制適用を受けるまでのフロー（グループ化税制）

- M&Aの相手方が決まったタイミング（基本合意後等）を目途に、事業を所管している省庁への事前相談が必要です。
- 認定計画の内容に従ってM&Aを実行した後、主務大臣に対してM&Aの実施報告を行い、確認書を受領する必要があります。

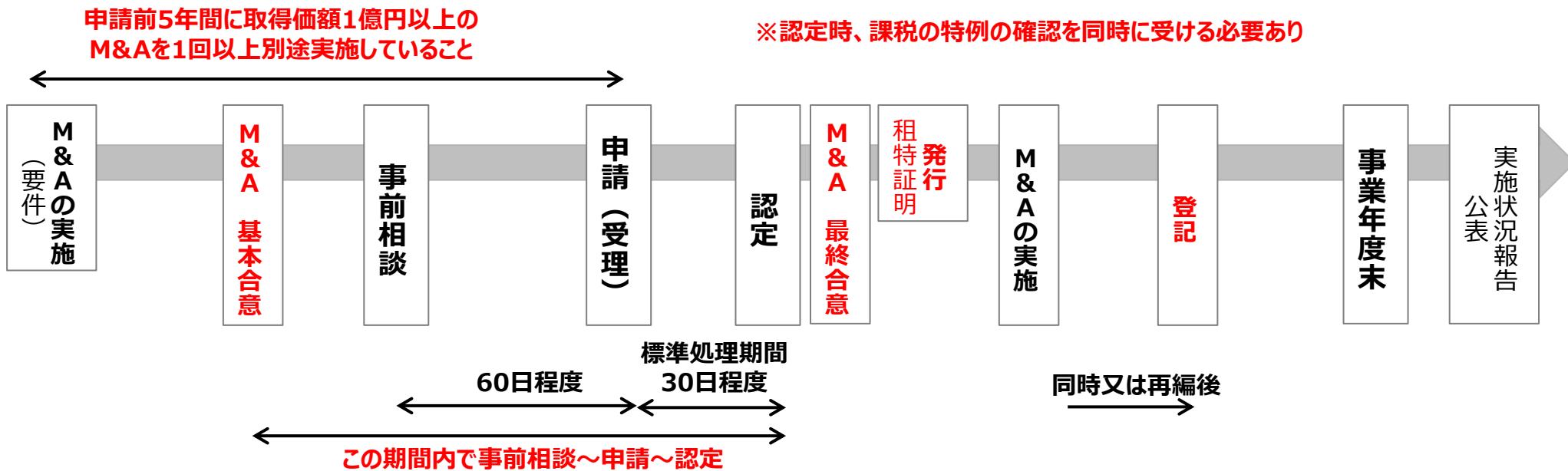


※上記スケジュールはあくまで目安で、計画内容・希望する支援措置（長期低利融資制度や中小機構の債務保証等を希望する場合）により前後することがあります。
※公正取引委員会の協議を行う計画については、公正取引委員会との協議が必要となるため、申請から認定までの審査期間が1ヶ月を超える場合があります。

認定の要件（登録免許税）

- 申請日から5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（株式取得、株式交付、株式交換、事業又は資産の譲受け、吸収合併、吸収分割）を1回は実施している必要があります。
- 税制の適用対象となるM&Aの基本合意後から最終合意前までに、特別事業再編計画の認定を受ける必要があります。

【申請フローと認定要件・税要件の関係性】

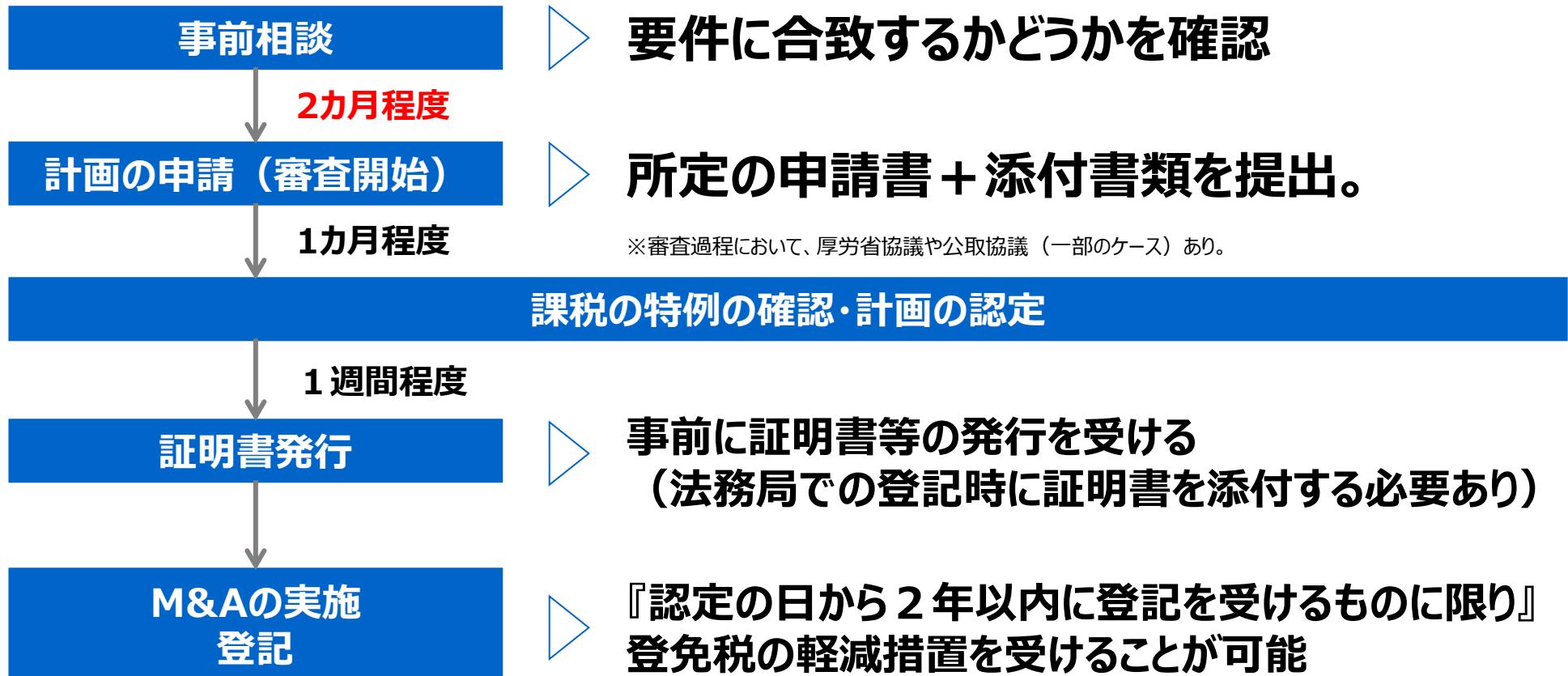


<注意点>

- DDの時期は問いません。また、基本合意前に事前相談いただくことも可能です。
- ここでいう「取得価額」とは、株式等の購入の代価をいい、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を含みます。
- 特別事業再編計画に係る登記について、認定の日から2年以内に登記を受けるものに限り、軽減税率が適用されます。

税制適用を受けるまでのフロー（登録免許税）

- 計画の認定を希望する際、計画の認定を予定している時点から、おおよそ3か月以上前に事業を所管している省庁への事前相談が必要です。

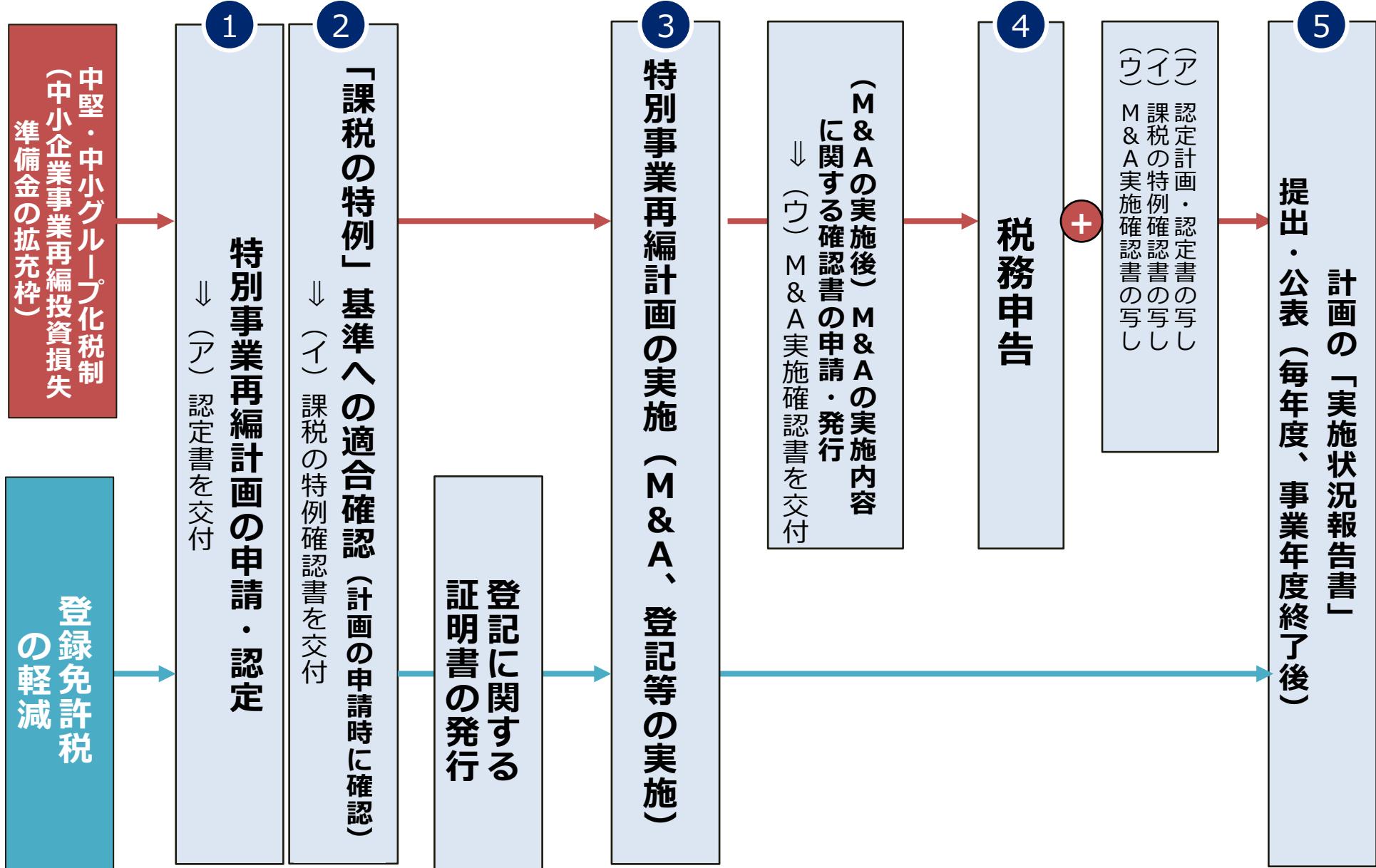


※上記スケジュールはあくまで目安で、計画内容・希望する支援措置（長期低利融資制度や中小機構の債務保証等を希望する場合）により前後することがあります。
※公正取引委員会の協議を行う計画については、公正取引委員会との協議が必要となるため、申請から認定までの審査期間が1ヶ月を超える場合があります。

(目次)

- | | | |
|------------------------|-------|------|
| 1. 制度の概要 | | p 3 |
| 2. 対象事業者の要件 | | p 7 |
| 3. 申請書類・審査のポイント | … | p 22 |

特別事業再編計画に関する税制措置の適用を受ける際の手続フローイメージ



税制適用を受けるまでに主務大臣への提出が必要な書類

- （1）特別事業再編計画の認定申請書（様式二十八。記載例を参照）
- （2）特別事業再編計画に基づく添付書類（下記一覧を参照。作成し申請書に添付すること。）

添付書類一覧

①	定款の写し	なければ準ずるもの 申請事業者、関係事業者、外国関係法人、他の事業者分も提出
②	事業報告の写し、PL、BS	同上
③	登記事項証明書	登記している場合は提出 申請事業者、関係事業者、外国関係法人、他の事業者分も提出
④	生産性、財務内容が向上する書類	添付書面3～5を提出
⑤	基本合意書	なければ、準ずるもの
⑥	過去5年以内M&Aの証明書類	契約書等、申請者の分を提出
⑦	資金使途及び調達方法の内訳	添付書面8を提出
⑧	従業員の地位を不当に害するものでないことを証する書類	添付書面9を提出 申請事業者分を提出
⑨	誓約書	添付書面10を提出 申請事業者、関係事業者、外国関係法人、他の事業者分も提出
⑩	前向きな取組の補足資料 過剰供給構造の判定補足資料	添付書面 補足-1、補足-2を提出

⇒これらの書類が提出された計画を審査し、要件を満たした場合に、認定書を交付します。

申請方法

● (3) 課税の特例の規定に係る確認申請書（様式四十の二）

様式第四十の二（第41条の2第1項関係）

産業競争力強化法第46条の2の規定に係る確認申請書

主務大臣 殿

年 月 日

法 人 番 号

住 所

名 称

代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法第46条の2の確認を受けたいので申請します。

記

1. 特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名
2. 申請者及び特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者の資本金又は出資の総額
3. 申請者及び特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者の常時使用する従業員の数
4. 申請者及び特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者が属する業種
5. 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第2条第4項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表しているウェブページのアドレス（申請者が中堅企業者である場合に限る。）

⇒確認できた場合、認定と同時に確認書を交付します。
確認書が税務申告に必要です。

記載要領

1. 特別事業再編計画の相手方の「他の事業者」の事業者名、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。
法人番号
○○○○株式会社
東京都○○区△△1-1-1
代表取締役社長 ××××
2. 他の事業者の資本金又は出資総額を記載する。
申請者（単体） 資本金：○○○万円
他の事業者 資本金：○○○万円
3. 申請者及び他の事業者の常時使用する従業員の数を記載する。
申請者 従業員数○○○名
他の事業者 従業員数○○○名
※連結会社の場合は連結子会社の従業員数を会社ごとに記載
4. 申請者及び他の事業者が属する業種を記載する。
申請者 業種
他の事業者 業種
※日本標準産業分類から掲載
5. パートナーシップ構築宣言の公表サイトのURLを記載する。
<https://www.biz-partnership.jp/declaration/○○.pdf>
※自社のHPを記載するものは認めない。

申請方法

- (4) M&Aを実施したことの報告書（様式三十六の二）
※グループ化税制を申請する事業者のみ、M&Aの実施後に提出

様式第三十六の二（第21条の2関係）

産業競争力強化法施行規則第21条の2第1項の規定に係る報告書

年月日

主務大臣名 殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を行ったことを、産業競争力強化法施行規則第21条の2第1項の規定に基づき報告します。

記

1. 特別事業再編のための措置の実施内容
2. 他の事業者の経営資源が必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査の実施内容
3. 表明保証保険契約（他の会社の株式又は持分の取得に基因し、又は関連して生ずる損害を填補する保険に係る契約）の締結（有□／無□）
(当該契約を締結している場合)
4. 支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）は5億円以下である（□）

⇒確認でき次第、確認書を交付します。
確認書が税務申告に必要です。

記載要領

1. 特別事業再編の措置の実施内容には、「他の事業者」の事業者名・法人番号・住所及び代表者の氏名・特別事業再編のための措置の概要、実施時期及び対価として交付した金銭その他の財産の額を記載する。

法人番号

○○○○株式会社

東京都○○区△△1-1-1

代表取締役社長 ×××

○○（認定事業者）による××（相手方となる他の事業者）の株式取得

対価：●億円

2. DDの実施内容について簡潔に記載する。また、詳細を補足資料として添付する。
※法務、財務、税務、その他の項目と内容を記載
3. 表明保証保険契約の締結有無について記載。
4. 締結している場合、5億円超の契約を締結している事業者は税制適用を受けられないため以下であることにつき□を記載する。